

松阪市小中学校タブレット端末利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、松阪市から市内小中学校に貸与されたタブレット端末（以下「タブレット」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 タブレットは、学校の教育課程に則った学習の質の向上及び学習内容の定着に資することを目的として利用する。

(管理責任者)

第3条 管理責任者は学校長とし、タブレットが適正に利用されるために、利用状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行う。

2 管理責任者は、タブレットに障害、事故等が発生したときは、すみやかに教育委員会に報告しなければならない。

3 管理責任者は、定期的にタブレットの所在確認等を行い、結果を教育委員会へ報告しなければならない。

(タブレット利用者)

第4条 タブレットの利用者（以下「利用者」という。）は、学校に在籍する教職員並びにこの規約に係る同意書を提出した児童生徒及び保護者のみとする。

(貸出期間)

第5条 タブレットの貸出期間は、児童生徒の入学又は転入した日から卒業又は転出する日までとする。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) タブレットを適正に利用するとともに、故障、紛失及び盗難等の防止に十分注意しなければならない。
- (2) 学校外にタブレットを持ち出す場合は、特に細心の注意を払い、適正に管理を行わなければならない。
- (3) 利用者はタブレットの適正な利用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、個人情報保護に関する法律(平成16年法律第57号)等の情報セキュリティ及び知的財産権の保護に関する法令並びに松阪市個人情報保護条例(平成17年度松阪市条例第7号)を遵守しなければならない。

(禁止事項)

第7条 利用者がタブレットを利用する場合、次に掲げる事項を禁止する。

- (1) 他人を誹謗中傷するような差別的な書き込み、他人のプライバシー及び人権を侵害するような行為
- (2) タブレット及び付属品の転貸、譲渡及び売買
- (3) タブレットの設定変更及び機能制限の解除
- (4) 学校、自宅又は管理責任者の許可を得た場所以外でのWi-Fi接続
- (5) 学習目的以外での通信回線の利用
- (6) 学習目的以外での写真や動画の撮影及び各データ（個人識別情報を含む。）の保存
- (7) 学校から発行されたID及びパスワードの変更、譲渡又は漏えい
- (8) 他人のID及びパスワードの不正利用
- (9) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の利用
- (10) クレジットカード情報その他個人情報の入力

- (11) ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)の利用
- (12) 学習上必要でないウェブサイトの閲覧
- (13) アプリ内及びWEB サイトでの課金
- (14) その他情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される行為
(違反行為に対する措置)

第8条 管理責任者は、利用者が前条の規定に該当する行為を発見したときは、改善するよう指導しなければならない。指導後も改善が図られない場合は、期間を定めてタブレットの利用を停止することができる。

(報告義務)

第9条 利用者は、次に掲げる障害、事故等が発生したときは、ただちに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) タブレットが故障、紛失、盗難の被害にあったとき
- (2) パスワードが第三者に漏えいした可能性があるとき
- (3) タブレットが正常に動作しなくなったとき
- (4) データの改ざん、抹消、不正利用、不正アクセス、ウイルスの侵入又はその恐れがある事実を発見したとき

(学習データ)

第10条 利用者が第2条の目的のために取り組んだ学習活動の記録(以下「学習データ」という。)は、タブレット本体又はクラウドサービスに保存するものとする。

2 管理責任者、授業担当者、担任及び教育委員会は、学習データを児童生徒の学習活動を支援するために用いるものとし、当該目的以外に利用してはならない。

3 前項に掲げる支援のために学習データの分析や可視化を外部委託する場合は、利用者が特定できないよう学習データを加工した上で、提供するものとする。

(家庭用Wi-Fiへの接続)

第11条 利用者は、家庭にインターネットへの接続が可能なWi-Fiがある場合、持ち帰ったタブレットを家庭のWi-Fiに接続することができる。

2 家庭のWi-Fiへの接続に関わって生じた損害等については、自己の責任と費用で対応する。ただし、この規約に基づき使用している際に生じたタブレットの故障等については学校の責任と費用で対応するものとする。

(代価の弁償)

第12条 故意による故障、紛失、盗難等の事故あるいはその他の理由で、タブレットの全部又は一部が利用できなくなった場合、利用者は教育委員会が定める相当の代価を弁償しなければならない。ただし、学校、自宅又は管理責任者の許可を得た場所において第2条の目的で利用をしている状況で生じた故障、紛失、盗難等は除く。

(同意書)

第13条 利用者は、この規約を理解した上で、あらかじめ、管理責任者に「松阪市小中学校タブレット端末利用に係る同意書」を提出するものとする。

2 同意書の有効期限は、当該同意書の提出日から児童生徒の卒業時又は転出時までとする。

(この規約に定められていない事項の発生)

第14条 タブレットの利用について、この規約に定められていない事項が発生した場合には、利用者、管理責任者及び教育委員会との話し合いのうえ、対処するものとする。

附則 この規約は、令和3年4月1日から施行する